

令和2年度 船橋市保育料表（家庭的保育事業）

4～8月保育料：令和元年度市民税により算定 9～3月保育料：令和2年度市民税により算定

（単位：円）

階層	保護者の課税額 (世帯の合計額を基準にします)		第1子 ^{※2} （標準保育料）		第2子 ^{※3} （半額保育料）		第3子以降 ^{※4}		
			3歳未満児		3歳未満児		3歳未満児		
	年齢 ^{※1}	必要時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
			ひとり親世帯等 ^{※5}	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	標準時間・短時間		
A	生活保護世帯・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0	0	0	
B	市民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0	
C1	市民税均等割のみ課税		5,400	2,630	5,300	2,630	2,700	0	
C2	市民税所得割額	24,300 円未満	6,200	3,020	6,090	3,020	3,100	0	
C3	24,300 円以上	48,600 円未満	7,000	3,130	6,880	3,130	3,500	0	
D1-1	48,600 円以上	57,700 円未満	10,500	3,130	10,320	3,130	5,250	0	
D1-2	57,700 円以上	72,800 円未満	10,500	3,130	10,320	3,130	5,250	0	
D2-1	市	72,800 円以上	77,101 円未満	14,000	4,200	13,760	4,200	7,000	0
D2-2	民	77,101 円以上	97,000 円未満	14,000		13,760		7,000	6,880
D3	税	97,000 円以上	115,000 円未満	17,500		17,200		8,750	8,600
D4	課	115,000 円以上	133,000 円未満	20,300		19,950		10,150	9,970
D5	税	133,000 円以上	151,000 円未満	23,100		22,700		11,550	11,350
D6	世	151,000 円以上	169,000 円未満	25,900		25,450		12,950	12,720
D7	帯	169,000 円以上	202,000 円未満	29,800		29,290		14,900	14,640
D8		202,000 円以上	235,000 円未満	32,600		32,040		16,300	16,020
D9		235,000 円以上	268,000 円未満	35,500		34,890		17,750	17,440
D10		268,000 円以上	301,000 円未満	38,400		37,740		19,200	18,870
D11		301,000 円以上	349,000 円未満	40,200		39,510		20,100	19,750
D12		349,000 円以上		42,000		41,280		21,000	20,640

無料

※1 保育料の年齢は、令和2年4月1日の前日の満年齢を適用します（年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません）
 ※2 「第1子」の標準保育料は、小学校就学前の子どものうち最も年長の子どもが家庭的保育を利用する場合、当該子どもに適用されます
 ※3 「第2子」の半額保育料は、同一世帯において、保育園、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育企業主導型保育（以下、「保育施設等」）を利用する子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち、2番目に年長の子どもが家庭的保育を利用する場合に、当該子どもに適用されます
 ※4 「第3子以降」の保育料は、同一世帯において、保育施設等を利用する子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち、3番目以降に年長の子どもが家庭的保育を利用する場合に、当該子どもに適用されます
 ● ※2～4について、ひとり親世帯等のうち市民税所得割額が7,101円未満の世帯、ひとり親世帯等以外の世帯のうち市民税所得割額が5,700円未満の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どもから順にカウントします
 ※5 「ひとり親世帯等」とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者（児）のいる世帯、準要保護世帯をいいます

裏面も必ずお読みください

保育料の算定について

令和2年度の保育料は、お子様の年齢と、世帯（原則は父母）の**市民税額**から算定します。なお保育料決定は年2回実施し、4月はクラス年齢の切り替え、9月は対象課税年度の変更に伴う保育料附になります。

※ 祖父母等の税額から保育料を算定する場合

父母ともに**該当年度の市民税が非課税（0円）**であり、次のいずれかに該当する場合

- ① 父母合算の**年収が180万円未満または直近3か月の収入が、月額15万円未満**であり、かつ同居する祖父母等がいる場合
- ② 母（父）子家庭で、**年収が120万円未満または直近3か月の収入が、月額10万円未満**であり、かつ同居する祖父母等がいる場合

※ 保育料の算定上の税額について

保育料を算定する際の税額は、**配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割等の税額控除をする前の金額**となります。

※ 保育料の算定上のお子様の年齢について

保育料は、**令和2年4月1日の前日の満年齢**で算定し、**年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません。**

家庭的保育事業における保育料の支払いについて

保育料については、入所月の初旬頃に利用者負担額決定通知書をご自宅に送付します。

家庭的保育事業においては、保育料を**家庭的保育者にお支払い**いただくこととなります。詳しい納付方法については、家庭的保育者に直接お問い合わせください。

※ 納期限 … **毎月末日**となります。